

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月22日 |
| 【会社名】 | 田辺三菱製薬株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三津家 正之 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府中央区道修町三丁目2番10号 |
| 【電話番号】 | 06-6205-5085 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 執行役員 経理財務部長 田原 永三 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府中央区道修町三丁目2番10号 |
| 【電話番号】 | 06-6205-5085 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 執行役員 経理財務部長 田原 永三 |
| 【縦覧に供する場所】 | 田辺三菱製薬株式会社 東京本社 (東京都中央区日本橋小網町17番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金22円

第2号議案 取締役8名選任の件
取締役として、土屋裕弘、三津家正之、子林孝司、石崎芳昭、村上誠一、田原永三、服部重彦および佐藤茂雄の8氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、藤澤晃一、家近正直および西田孝の3氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、富田英孝氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 議決権行使総数(個) | 決議の結果 (賛成比率) |
|--------|-----------|---------|--------|------------|-----------------|
| 第1号議案 | 5,162,602 | 334 | 8,279 | 5,208,134 | 可決 (99.13%) |
| 第2号議案 | | | | | |
| 土屋 裕弘 | 4,957,007 | 123,528 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.18%) |
| 三津家 正之 | 4,959,547 | 120,988 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.23%) |
| 子林 孝司 | 4,983,187 | 97,348 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.68%) |
| 石崎 芳昭 | 4,983,172 | 97,363 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.68%) |
| 村上 誠一 | 4,980,616 | 99,919 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.63%) |
| 田原 永三 | 4,965,548 | 114,987 | 90,689 | 5,208,133 | 可決 (95.34%) |
| 服部 重彦 | 5,073,053 | 16,182 | 81,989 | 5,208,133 | 可決 (97.41%) |
| 佐藤 茂雄 | 5,068,188 | 21,047 | 81,989 | 5,208,133 | 可決 (97.31%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 藤澤 晃一 | 4,822,818 | 266,416 | 81,989 | 5,208,132 | 可決 (92.60%) |
| 家近 正直 | 4,348,221 | 741,015 | 81,989 | 5,208,134 | 可決 (83.49%) |
| 西田 孝 | 4,644,173 | 445,062 | 81,989 | 5,208,133 | 可決 (89.17%) |
| 第4号議案 | 4,972,819 | 116,415 | 81,989 | 5,208,132 | 可決 (95.48%) |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案ないし第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して、確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上